

越前市 こども計画

令和7年度～令和11年度

[概要版]

基本理念

全てのこども・若者がありのままの自分を認めて受け入れ、自分らしく成長し、
未来にわたって幸せに暮らせるようにすること

◇基本理念を実現するため3つの基本目標

基本目標

- 1 こどもの権利を尊重し、最善の利益を図ります
- 2 未来へ続く子育て・教育環境を整備します
- 3 こども・若者一人一人が幸福を実感〔ウェルビーイング〕できるようにします

◇目標を達成するための基本柱

基本柱

- I こどもまんなか社会づくり
- II こども・若者の健やかな成長を育む環境づくり
- III 安心してこどもを産み育てることができる社会づくり
- IV 援助を必要とするこども・若者とその家庭への支援体制の推進





基本柱Ⅲ

子育て世帯の経済的・身体的・精神的な負担軽減を図ります。

- 身近な地域に地域子育て相談機関を作ります。
- こども誰でも通園制度を実施します。

パートナーと一緒に子育てがしたいし、周囲に助けてくれる人が欲しい



越前市がこんな町になって欲しいんだけど



もっとしっかりご飯を食べたいなあ



学校や家以外でも楽しく過ごしたいなあ



基本柱Ⅳ

助けを必要とするこども・若者に支援を届けます。

- 食事や入浴を提供し、生活を整える居場所を作ります。
- 家にヘルパーが訪問し、食事を作ります。

こどもの思いを聞いて、ヘルパーさんに来てもらったり、食事を提供してくれるところへつなげてあげたいな



基本柱Ⅰ

こども・若者の意見・思いを尊重します。

- こども・若者とのワークショップを開きます。
- サポートできる風土づくりのために事業所や市民へ働きかけます。

基本柱Ⅱ

こども・若者のために家庭や学校以外の第3の居場所を作ります。

- 居場所などの欲しい情報が得られるシステムを作ります。



事業計画とは

子ども・子育て支援法に基づく計画です。教育・保育等や対象事業の利用者ニーズに応じた、5年間の提供体制の整備と事業を円滑に実施するための基本的な指針（数値目標）となります。

第3期計画では、令和7年度から令和11年度までの各事業の量の見込みを設定するとともに、越前市における教育・保育の提供エリアの見直し、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業の量の見込などを実施します。

計画策定のポイント

教育・保育

～就学前教育・保育の提供区域の見直し～

現計画

第2期計画と同様に市全域を4つのエリアに区分します。
エリアごとに就学前教育・保育について必要量や確保量を見込みます。

エリアの区域を変更します。
小学校区ごとの直近5年間の未就学児の人口推移や保育の状況を踏まえた区域とし、実情に応じた体制整備を進めます。

新計画

地域子ども・子育て支援事業 ～対象事業の追加と内容の拡充～

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型）《拡充》
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・子育て支援短期事業（ショートステイ・トワイライトステイ）《拡充》
- ・一時預かり事業（一般型・幼稚園型・すみずみ子育てサポート事業）
- ・時間外保育事業（延長保育・休日保育）
- ・病児保育事業
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）



【現在実施している事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け】

- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・産後ケア事業



【新規事業】

- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・児童育成支援拠点事業
- ・親子関係形成支援事業

【新規】

こども誰でも通園制度
（乳児等通園支援事業）

令和8年度の給付制度開始に合わせて量の見込みを行います。
サービスが提供できるよう体制整備を進めます。